

小児医療費助成制度が改正されます

福祉課 内線316

10月1日から小児医療費助成制度が改正され、現在お持ちの「㊦医療証」は使えなくなり、新たに申請が必要となります。

また、3歳以上で小学校就学前の小児を養育している方も新たに医療証の交付を受けられますので、該当される方は役場福祉課で医療証の交付申請をしてください。

【主な改正内容】

①対象年齢の拡大

小学校就学前までに年齢が拡大されます。

②一部負担金の導入

(※0歳から4歳未満は一部負担金なし)

通院1回につき200円(総合病院などで複数の診療科を受診した場合はその回数分を負担。ただし、調剤は除く)

入院1日につき100円

③所得制限の緩和

現行で児童手当に準拠している所得制限を、児童手当特例給付の基準に拡大します(所得限度額の拡大)。また、所得制限を超えた方も町で単独助成します。

【申請手続き】

対 象 者	現在㊦医療証をお持ちの方	3歳以上小学校就学前の小児を養育し、新規申請される方
持 ち 物	㊦医療証 保険証 印鑑	保険証 印鑑 ※平成20年1月1日現在湯河原町に住んでいなかった方で、6月の児童手当現況届未提出の方は前住所地市町村が発行する「課税証明書」が必要となります。
受 付 期 間	平成20年9月24日(水)以降の土・日・祝日を除く平日	
受 付 時 間	8:30～17:15	
申 請 場 所	役場福祉課	

町有地の公売について

財政課 内線242

一般競争入札により町有地を公売します。

【入札日時】10月7日(火)14:00～

※受付及び事前説明がありますので、13:15までにお集まりください。

また、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんのでご注意ください。

【会 場】役場第2庁舎3階会議室

【開 札】入札締切後直ちに開札

【入札保証金】入札金額の5%以上を入札受付前までに湯河原町指定金融機関などに納付してください。

【入札実行者】湯河原町

【公 売 物 件】

- ・ 所 在 まめぶしがわら 鍛冶屋字豆状河原868番12
- ・ 土地面積 435.08㎡ (131.61坪)
- ・ 地 目 宅地
- ・ 用途地域等 無指定
- ・ 建ぺい率 60%
- ・ 容 積 率 200%
- ・ そ の 他 町営水道、公共下水道
- ・ 建 物 359.67㎡ (延面積) R C 3階建、昭和52年3月建築
- ・ 希望売却価格 12,000,000円

(注) 希望売却価格については、土地希望売却価格から建物老朽化のため建物など撤去費用を差引いた価格です。(建物など撤去費用は落札者負担となります。)

※入札説明書など、詳細については財政課へお問い合わせください。

